

総務協議会協議事項

〔 日時 令和6年3月19日(火)
午前10時
場所 第一委員会室 〕

- 所管事項の報告について
 - 1 男性職員の服装の見直しについて
 - 2 定額減税に係る調整給付について
 - 3 小・中学校トイレ改修事業について

男性職員の服装の見直しについて

当市において、職員が働きやすい職場環境作りを進めながら事務能率の向上を図るため、男性職員の服装の見直しに係る取組（ノーネクタイの通年化）を昨年10月から試行してきたが、職員や市民からの意見を踏まえ、通年化に支障が無いと判断されることから、次のとおり本格実施するもの。

1. 実施内容

ノーネクタイの通年化（試行と同様）

※気温や業務に応じた働きやすい服装を可能とするため、ネクタイの非着用を通年で認めるもの。
なお、上着についても、高い気温が予想される場合などには、会議等を所管する所属長の判断により非着用とすることも可とする。

（運用上の留意点）

- ・市職員として品位を失わない節度ある服装を徹底する。
- ・一律でネクタイ非着用とするものではなく、TPO（時間・場所・場合）に応じた適切な服装を心掛け、社会通念上必要と判断される場においては、ネクタイを着用する。
（例）表彰式等の公式行事、他団体主催の行事
- ・市議会の本会議等に参加する場合の服装については、議会が決定した運用に従う。

2. 実施日

令和6年4月1日より

定額減税に係る調整給付について (調整給付金)

1. 調整給付の概要

納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税義務者の令和6年分推計所得税額又は個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付するもの。

2. 対象者数・給付額見込み

個人住民税の賦課期日である令和6年1月1日において当市に住民登録があり、次のいずれか若しくは両方に該当する者

- (1) 個人住民税所得割額 < (納税義務者本人+同一生計配偶者+扶養親族)×1万円
- (2) 所得税額 < (納税義務者本人+同一生計配偶者+扶養親族)×3万円

約43,000人、約17億1千万円給付の見込み(令和5年度課税状況から推計)

3. 給付方法

対象となる納税義務者へ振込口座申請書を送付し、振込口座を記入した申請書が返送された後、指定された口座へ振込

4. 関連予算

調整給付金 1,711,000千円

事務費 128,000千円(納税義務者数×3,000円)

※何れも令和5年度課税状況から推計した数値をもとに算定

※財源として令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

5. スケジュール

令和6年6月上旬 住民税額確定、所得税推計

6月中旬 調整給付金額の算定

6月下旬 振込口座申請書の印刷及び発送

7月中旬 返送された振込口座申請書を基に振込データ作成開始

7月下旬 一回目の振込

以降、順次振込し11月末に完了予定

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素**（わかりやすく事務負担が少ない）」 「**迅速**（特に低所得の方々）」 「**適切**（できるだけ公平に）」のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付 **調整給付**

定額減税しきれないと見込まれる方に、

- ・減税額確定（令和7年3月確定申告）を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、**前倒して給付**
- ・自治体の事務負担などを踏まえ、**1万円単位で差額を給付**
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×（本人+扶養親族）

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

（年収）

小・中学校トイレ改修事業について (令和5年度3月補正予算その2)

1. 事業内容

国庫補助を活用した冷房設備設置事業(令和3～5年度実施)が完了したため、令和2年度まで実施していた小・中学校トイレの全面改修工事を再開し、学校衛生環境の改善を図る。

令和6年2月22日に国の「令和5年度一般会計補正予算(強靱)」により、6年度事業に係る国庫補助交付決定を受けたため、これを予算計上する。

2. 工事内容等

(1) 対象校

- 2校 ① 旭ヶ丘小学校(校舎) 男子トイレ:6箇所、女子トイレ:6箇所
② 東中学校 (校舎) 男子トイレ:5箇所、女子トイレ:5箇所

(2) 工事内容

- ① 天井・壁・床の更新
② 衛生器具の更新(和式便器の洋式化、小便器・手洗の自動水栓化等)
③ 照明器具等の更新(LED化、人感センサー設置)
④ 給水管と排水管を更新(高架水槽や浄化槽等に接続)

3. 事業費及び財源

(単位:千円)

| 改修工事年度 | 事業費 | 財源 | | |
|---------------------------------|---------|--------|---------|------|
| | | 国庫 | 起債 | 一般財源 |
| 6年度 (令和5年度3月補正 その2 で予算計上) | 328,432 | 47,132 | 281,300 | 0 |

(参考)上記事業に向けた実施設計

| | | | | |
|-------|--------|---|--------|---|
| 5年度実績 | 10,300 | 0 | 10,300 | 0 |
|-------|--------|---|--------|---|

4. 6年度スケジュール

- 令和6年6月 : 入札・契約手続き
6年7月～ : 工事着手
～7年1月 : 工事完了予定